

特集

「公的年金」の受給口座獲得につながる声かけ&アドバイス

最新の改正とお客様の関心をひくトーク例



受給資格期間の短縮が検討されていることなどもあり、改めてお客様の年金に対する関心が高まっています。そこで本特集では、公的年金に関してお客様の3大関心事である「いつから」「いくら」「どうやって」受け取れるかを整理したうえで、口座獲得につながる声かけのポイントや断り文句への対応法などを解説します。

公的年金の「いつから」「いくら」「どうやって」を理解しよう

社会保険労務士 菊川久誉

ここでは、年金についてお客様の関心が高い3項目を取り上げ、ポイントを解説します。

1 公的年金は「いつから」受け取れるか



公的年金である国民年金や厚生年金は、一般的には受給資格期間を満たし、一定の年齢に達したときに、年金を受給する権利を獲得できるとされています。

〈国民年金の受給開始年齢〉

国民年金では「保険料を納付した月数+保険料を免除された月数+カラ期間の月数(サラリーマン等に扶養されていた専業主婦等で保険料を納付しなかった昭和61年3月までの期間等。受給額には反映されない)」が300月(25年。改正により10年に短縮予定)以上あれば、受給資格期間を満たすことができます。

この場合、年金の受給開始年齢は、原則として65歳ですが、繰上げや繰上げをすることができ、最大で5年繰り上げて60歳から、あるいは5年繰り下げて70歳から受給することができます。

ただし、65歳前に受給すれば年金は減額され、66歳以後に受給すれば増額されます(これらの増減率は一生続く)。

生年月日や男女で異なる

〈厚生年金の受給開始年齢〉

一方で、民間の会社員や公務員が加入する厚生年金は、受給者の生年月日により受給開始年齢が異なります。それに加え、民間の会社員が加入する第1号厚生年金保険の被保険者は、男女の区別により受給開始年齢が異なる複雑な仕組みになっています。

厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ厚生年金の加入期間が1年以上あれば、現在は65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます(加入期間が1年未満なら65歳からの受給)。

なお、平成27年10月の改正で、公務員等が加入していた共済年金は厚生年金に統合され、国家公務員は第2号厚生年金被保険者、地方公務員は第3号厚生年金被保険者、私学教職員は第4号厚生年金被保険者となりました。

また、前述した受給開始年齢の男女区別は第2号、第4号までの被保険者にはなく、女性の公務員等は男性の公務員等と同じ受給開始年齢となります。

〈特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢〉

特別支給の老齢厚生年金は、65歳前に受給でき、過去には生年月日により、「老齢基礎年金に相当する定額部分+報酬比例部分」を受け取ることができました。

現在は、60歳になる人の場合、男女ともに定額部分を受け取ることはできなくなり(後述する特例は除く)、「報酬比例部分」のみを受け取ることになります。

また、この「報酬比例部分」も段階的に廃止され、最終的には老齢基礎年金と同じく、原則65歳が